

ハウスジーマン 大規模修繕かし保険 概要説明書



住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社ハウスジーマン

本書は、※ハウスジーマン大規模修繕かし保険契約 重要事項説明書の概要を記載しています。

※「ハウスジーマン大規模修繕かし保険」は、大規模修繕工事瑕疵担保責任保険の略称です

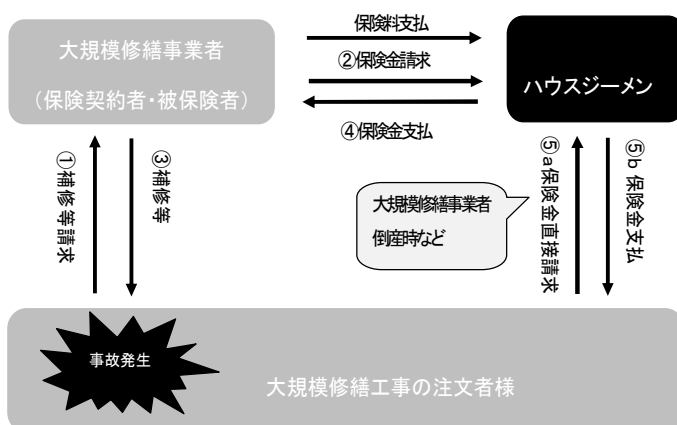
必ずご一読のうえ、対象大規模修繕工事の完了確認後に大規模修繕事業者から交付されます保険付保証明書とともに、大切に保管してください。
ご不明な点については、保険取次店またはハウスジーマンにお問い合わせください。

1. 保険金をお支払いする場合

この保険契約では、大規模修繕工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因してその目的物に次の事由が生じた場合（以下「事故」といいます）に、大規模修繕事業者が注文者様の損害に対して履行する瑕疵担保責任について、保険金をお支払いします。

- ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合
- ③ 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合
- ④ 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われる場合
- ⑤ 手すり等が通常有すべき安全性を満たさない場合（ただし、防錆工事に由来する瑕疵に起因するものに限ります）

保険の仕組み



① 保険期間中に事故が発生した場合、瑕疵担保責任の範囲内において、注文者様は大規模修繕事業者へ補修等を請求できます。

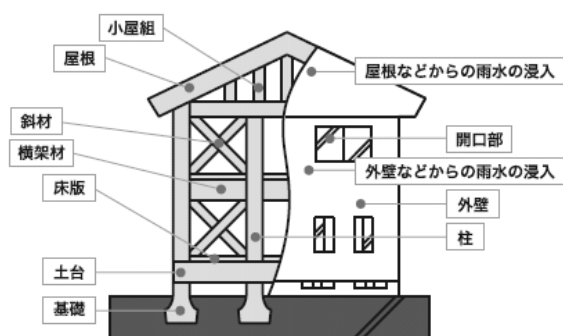
② 大規模修繕事業者は、瑕疵担保責任に基づき補修等について検討し、保険金をお支払いする事由に該当する場合には、ハウスジーマンへ保険金を請求します。

③ 大規模修繕事業者が補修等を行います。

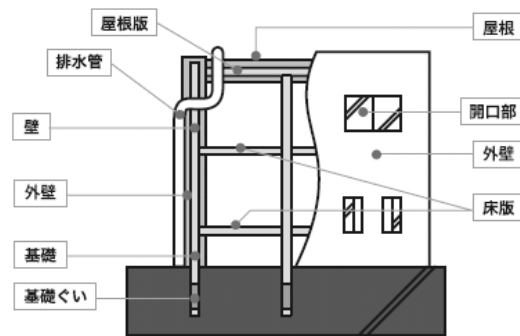
④ 大規模修繕事業者が補修等を行った後、ハウスジーマンは大規模修繕事業者へ保険金をお支払いします。

⑤ a/b 大規模修繕事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合で、保険金をお支払いする事由に該当するときは、注文者様は、ハウスジーマンへ直接保険金を請求できます。

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分



木造(在来軸組工法)の戸建住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

2. 大規模修繕工事の目的物の範囲

対象住棟の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分、給排水管路、給排水設備、電気設備、ガス設備および手すり等の部分のうち、大規模修繕工事の直接の対象となる部分をいいます。
詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

3. お支払する保険金の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。

- ①事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接補修に要する費用
- ②事故の補修に直接必要な、事故の状況もしくは発生部位または補修の範囲もしくは方法等を確定するための調査費用
- ③対象住宅に現に居住されている方が事故の補修等のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい・転居費用

4. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

○下記は、免責事由の一部でありすべてではありません。

詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

○原因が免責事由によらないことが明白であれば、保険金のお支払いの対象となります。

- ①地震、噴火もしくはこれらによる津波、台風もしくは暴風雨等の自然変象、または火災、落雷、暴動等の偶然もしくは外来の事由
- ②対象住棟の虫食いもしくはねずみ食い、対象住棟の性質による結露または瑕疵によらない対象住棟の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ③植物の根等の成長または小動物の害
- ④瑕疵に起因して生じた対象住棟以外の財物の滅失、き損もしくは汚損または対象住棟その他の財物の使用の阻害
- ⑤給排水設備、電気設備またはガス設備の瑕疵により、当該設備の機能が失われたことによって生じた給排水設備、電気設備およびガス設備以外の設備または対象住棟の損壊等
- ⑥対象住棟の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑦対象大規模修繕工事により供給、設置、更新、修繕、点検等を行った設備、機器、器具等自体の不具合

- ⑧この保険契約の締結後に行われた対象住棟の増築、改築、移転、改修、模様替、修繕、修補等の工事
- ⑨被保険者が不相当であると指摘したにもかかわらず、注文者様もしくは区分所有者が採用したまたは採用させた設計・施工方法または資材の瑕疵

(注) 保険契約に故意・重過失損害担保特約が付帯されていない場合には、保険契約者、被保険者もしくはこれらの下請負人もしくは受託者、注文者様もしくは区分所有者またはこれらの者の使用人等の故意または重大な過失によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いいたしません。

- a. 保険契約者、被保険者もしくはこれらの下請負人もしくは受託者またはこれらの者の使用人等
- b. 注文者様または区分所有者様(この場合は保険契約に故意・重過失特約が付帯されている場合でも、保険金をお支払いいたしません)

この特約は、注文者様が宅地建物取引者である場合には、付帯いただけません。

5. 保険期間

保険期間は原則として、注文者様が対象大規模修繕工事の完了確認を行った日を始期として5年間です。ただし、対象大規模修繕工事に手すり等が含まれている場合の手すり等については始期から2年間、屋上防水の保険期間延長に関する特約を付帯した場合の屋根部分については始期から10年間です。

屋上防水の保険期間延長に関する特約を付帯できる契約については、ハウスジーマンにお問い合わせください。

6. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額

保険対象の請負金額以上で下表に掲げる金額のうち、いずれかの金額とします。ただし、当該請負金額が5億円を超える場合は、5億円とします。

保険金額	保険金額	保険金額
10 百万円	70 百万円	300 百万円
20 百万円	100 百万円	350 百万円
30 百万円	150 百万円	400 百万円
40 百万円	200 百万円	450 百万円
50 百万円	250 百万円	500 百万円

(2) その他の限度額

調査費用限度額(1事故あたり)	補修金額の10% ただし、この額が10万円に満たない場合は10万円とし、200万円を超える場合は200万円とします。
仮住まい・転居費用限度額 (1事故の1住戸あたり)	50万円 ただし、実額を限度とします。

(注) 上記限度額のほかに、同一年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間)に引受けた保険契約に係る限度額等があります。詳細はハウスジーマンまたは保険取次店へお問い合わせください。

(3) 免責金額および縮小てん補割合

1 事故につき、10 万円

保険契約では支払われない免責金額部分は、注文者様の自己負担となります。

7. 保険協会審査会への審査の請求について

①注文者様は、対象住棟の事故に関する保険金支払に関してハウズジーメンと紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会(以下「保険協会審査会」といいます)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

【審査を請求するための条件】

- ・ハウズジーメンに事故通知をした日から原則 2 ヶ月を経過していること
- ・保険協会審査会への申請料 10,800 円(消費税込み)を負担いただくこと
- ・注文者様の個人情報を含む情報を当社から保険協会審査会へ提供することに同意していただくこと

②ハウズジーメンは、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

【連絡先】

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口(保険協会審査会に関する専用窓口)

電話 03-3580-0338(平日 9:00~17:00 土日祝日および年末年始等は休み)

【ご注意ください】

保険協会審査会に関する内容以外のご相談は、お受けできません。

保険協会ホームページ <http://www.kashihoken.or.jp/> の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問い合わせすることもできます。

8. この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情、事故の連絡等は、ハウズジーメンにご連絡ください。

株式会社ハウズジーメン

窓口	電話	受付時間
受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間
お客様相談室(ご相談、苦情)	03-5408-6088	平日 9:30~17:30
夜間休日受付窓口 (お客様相談および保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18:00~翌朝 9:00 土日祝日 24 時間

住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社ハウズジーメン

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第 2 新橋ビル

受付センター TEL 03-5408-8486 FAX 03-5408-6034

お客様相談室 TEL 03-5408-6088

<http://www.house-gmen.com>

Copyright 株式会社ハウズジーメン